

業界のタイムリーな情報をお手元に

# ビルメン FUKUOKA



2021年度(第27回)都市ビル環境の日 第14回「子ども絵画コンクール」優秀賞

『みらいのふね おそうじロボット』

山田 有珠さん(西門司小学校2年)の作品

2022

8

Issue ● 344

編集・発行/  
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号  
TEL.(092) 481-0431 FAX.(092) 481-0432  
<http://www.fukuoka-bma.jp>





第17回

# 福岡県ビルクリーニング技能競技大会開催

開催日：令和4年6月16日（木）

会場：福岡県立ももち文化  
センター（ももちパレス）  
3階 小ホール

出場者：5名



出場選手  
競技風景



## 福岡県知事賞

株式会社 明装舎 田辺 貴史さん

※田辺さんと藤田さんの2名は、9月29日（木）に宮崎県で開催される第17回九州地区ビルクリーニング技能競技大会に福岡県代表として出場します。

## 福岡県職業能力開発協会会長賞

テルウェル西日本株式会社 九州支店  
藤田 朋美さん

※選手が競技を行う際は熱中症など身体への負担を考慮して、競技中のみマスクを外すことを認めております。

## ビルクリーニング技能競技大会を終えて



教育研修委員長  
筒井 俊之

第17回福岡県ビルクリーニング技能競技大会が6月16日（木）、ももちパレスにて開催されました。コロナ禍での縮小開催となりましたが、出場された5名の選手は業務多忙の中で一生懸命練習を重ねられた成果を存分に発揮されていました。競技においては、技能士としての基本をしっかりと押さえ、正確且つ丁寧な作業が出来ていたと思います。選手の皆さんは、この貴重な経験を日頃の業務に役立て、ますますご活躍されることでしょう。

また、九州大会出場の2名の選手におかれましては、9月29日（木）に宮崎県で開催される九州大会において優秀な成績を取られますよう期待いたします。

最後になりましたが、出場選手の所属企業様並びに大会運営にご尽力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

# (一社)九州建築物環境センター

## 第57回 定時総会 開催

<報告者>株式会社 西村成美産業 西村象吾



▲総会風景



▲古賀会長挨拶

令和4年7月7日(木)、(一社)九州建築物環境センターの第57回定時総会が宮崎市のシーガイアコンベンションセンターで開催されました。当日は新型コロナウイルス感染防止対策を講じての開催となり、各県からの代議員35名(委任状提出者1名を含む)と地元宮崎県協会会員から28名の陪席をいただきました。

総会は15時より開会の辞に始まり、会長挨拶、開催地県協会会長挨拶と続き、議長団および議事録署名人が選出され審議に入りました。審議事項は第1号議案 2021年度事業報告(案)承認の件、第2号議案 2021年度収支決算(案)並びに監査報告承認の件の2議案が上程され、慎重審議のもと、すべて滞りなく可決承認され関連報告へと進行し、質問や意見はなく終わりました。

私が一番感じたのは、コロナ禍での各講習会や技能検定等の実施にあたり、担当者はこれまでとは違う状況での業務であり、大変なご苦労であったことと思います。

総会終了後の懇親会では、それぞれが懇親を深められ、来年の開催地である長崎県協会長の挨拶で閉会いたしました。



▲執行部



▲議長団



▲懇親会風景



# 2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が 引き上げられます

## ◆ 改正のポイント ◆

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は50% (2010年4月から適用)  
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業・中小企業ともに50%  
※中小企業は割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

## 深夜・休日労働の取り扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

### 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を、深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、  
深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

### 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、  
それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

## 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

## 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて、就業規則の変更が必要になる場合があります。  
「モデル就業規則」も参考にしてください。

(就業規則の記載例)

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

① 時間外労働60時間以下……25%

② 時間外労働60時間超……50%

(以下、略)



## 具体的な算出方法(例)

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して、60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

(算出例) ▶1か月の起算日は毎月1日 ▶法定休日は日曜日 ▶カレンダーの中の緑字は、時間外労働時間数  
▶時間外労働の割増賃金率(60時間以下……25%、60時間超……50%)

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

▲法定休日労働

▲月60時間を超える時間外労働

<割増賃金率>

- ◆時間外労働(60時間以下) カレンダー 1日～23日までの白色の部分=25%
- ◆時間外労働(60時間超) カレンダー 24日～27日と29日～31日までの部分=50%
- ◆法定休日労働 カレンダー 日曜日の太枠部分=35%

## 働き方改革推進支援助成金の活用方法(例)

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

<活用例>

労務管理の報告義務が非効率的な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した。





- 勤怠管理システムを導入。各自の労働時間を把握し、業務を平準化
- 就業規則に月60時間超の割増賃金率の規定を改正










勤怠管理システム導入費用と就業規則の改正費用に、働き方改革推進支援助成金を活用  
**■助成率 75%**  
 一定の要件を満たした場合→80%  
**■上限額 最大250万円**  
 事業場内賃金の引き上げ等の一定の要件を満たした場合→最大490万円

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった。

## 助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	

## 相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応し、支援を行っています。また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。▶「いきサポ」で検索	

# 第17代 (公社)福岡県ビルメンテナンス協会 青年部部长

## 就任のご挨拶



株式会社 暁美装  
永石 昇将

この度、野田部長の後任として第17代青年部長に就任いたしました。

野田部長におかれましては、在任中コロナ禍での運営に苦心されながら部を引っ張っていただき、今後の運営にも道筋をつけてくださいました。心から感謝申し上げます。

また、歴代部長をはじめ、青年部を支えてこられた諸先輩方も、その時代時代の課題に向き合いながら我々後輩を導いてくださいました。

人手不足、物価の急激な上昇等、ビルメンテナンス業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりですが、親会とは一味違う、青年部らしい自由闊達な雰囲気の中、これらの課題に楽しみながら向き合い、親睦も深めて参りたいと思います。

今年度もコロナの状況を見ながらではありますが、徐々に通常の活動に戻していければと考えております。一人でも多くの方に青年部に入部いただき、皆で青年部を盛り上げ、ビルメンテナンス業界を発展させましょう。微力非才の身ではございますが、大任を果たすべく、職務に尽力して参る所存です。何卒よろしくお願い申し上げます。

## 青年部 部員募集中!!

福岡県ビルメンテナンス協会では、随時新入部員を募集しております。青年部には現在 30 名が在籍しており、各部員間の交流、ビルメンテナンス業における諸課題についての勉強会やセミナーの開催等の活動を行っております。

また、西日本サミットや全国大会を通じて、他県の青年部との交流も行っております。企業の壁を越えた交流は部員各人の刺激となるだけでなく、知見を各社に持ち帰っていただく機会ともなります。業界の未来を担う一人でも多くの方の入会をお待ちしております。入会ご希望の方は、事務局までご連絡ください。



## 講習会のお知らせ

### 清掃作業従事者研修会 (集合教育)〔基礎コースI〕

#### <研修目的>

この研修は、厚生労働大臣登録従事者研修実施団体としての「清掃作業従事者研修実施要領」に基づいて、福岡県保健医療介護部生活衛生課の御指導・御協力を得て、事業登録を行っている事業所の従事者に対して、集合教育を実施するものです。

#### ■ 久留米会場

- ・開催日時 令和4年9月14日(水)
- ・会場 久留米地域職業訓練センター

#### ■ 飯塚会場

- ・開催日時 令和4年9月7日(水)
- ・会場 飯塚市立岩交流センター

## 8月 行事予定

18	木	18:00~ 第23回 福岡県BM協会ボウリング大会 於：パピオボウル
----	---	--

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。  
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。  
(申し込みは、該当週の水曜日まで)



ビルメン業に不可欠の  
水を貯めるダム

### 江川ダム

表紙の写真

昭和 39 年、筑後川水系が利根川、淀川について水資源開発促進法の開発水系に指定され、昭和 41 年に筑後川水系の水資源開発基本計画の決定により両筑平野用水事業が示された。江川ダムは両筑平野用水事業の基幹水源施設であり、両筑平野に農業用水を供給するほか、福岡地域の水道用水などを供給している筑後川初の本格的利水ダムです。寺内ダムが出来てからは、水供給について寺内ダムと総合利用されています。

series ③



## 新入会員紹介



### 株式会社 エコファイブ

- 代表取締役/武井 正
- 協会担当者/取締役社長 手嶋 千治
- 所在地/飯塚市立岩1077-222
- TEL.0948-26-7775 FAX.0948-26-7776
- 入会年月/令和4年7月1日



### クリエ株式会社

- 代表取締役/山川 博文
- 協会担当者/山川 博文
- 所在地/北九州市八幡西区浅川台1-9-18
- TEL.093-482-6833 FAX.093-482-6834
- 入会年月/令和4年7月1日

## 青年部新入会員紹介



### 株式会社 テラモト

- 真鍋 憲太
- 所在地
- 福岡市博多区東光2-16-15 第3ヒラノビル
- TEL 092-433-7515
- FAX 092-433-7565
- 入会年月 令和4年6月

## 賛助会員に関する各種変更のお知らせ



### アマノ株式会社 福岡支店

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和4年4月1日
- 【新】支店長 伊藤 章
- 【旧】支店長 小川 俊也



### 株式会社 経保プランニング

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和4年6月1日
- 【新】代表取締役社長 成清 堯
- 【旧】代表取締役会長 成清 一誠

## 会員に関する各種変更のお知らせ

### グローブシップ株式会社 福岡支店

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和4年4月1日
- 【新】支店長 渡辺 健一郎
- 【旧】支店長 高橋 晋



### 株式会社 九州ビルサービス福岡

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和4年6月15日
- 【新】代表取締役 古村 勝
- 【旧】代表取締役 日野 誠治



### 九州建物管理株式会社

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和4年7月1日
- 【新】代表取締役 野田 耕司
- 【旧】代表取締役 曾木 攻平



### 新日産商事ビルサービス株式会社

- 変更事項 ①代表者
- ②協会担当者(役職名)
- 変更日 令和4年7月1日
- 【新】①②代表取締役 戸曾 和則
- 【旧】①代表取締役 戸曾 正廣
- ②専務取締役 戸曾 和則

### テルウェル西日本株式会社 九州支店

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和4年7月1日
- 【新】理事 九州支店長 渋谷 誠
- 【旧】理事 九州支店長 西村 昌

## <令和4年度5月分> 労働災害発生状況 ※ ( )内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



### ■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3(1)	6(6)	3(2)	1	(1)	1	3(1)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人	1	2		2(3)	(1)	(4)	2(3)	24(22)

### ■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人		2	2(2)	2(2)	4(6)	4(3)	10(9)	24(22)

### ■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	8(10)	1	7(4)	4(5)	4(3)			24(22)



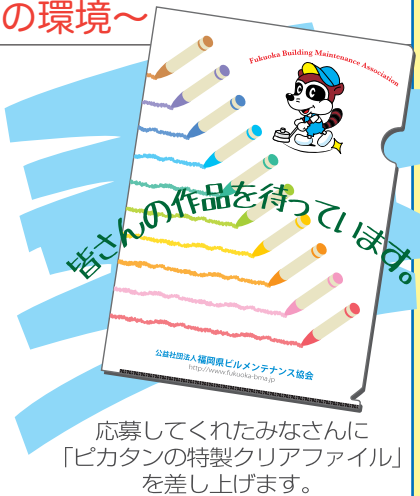
第15回

# 子ども絵画コンクール

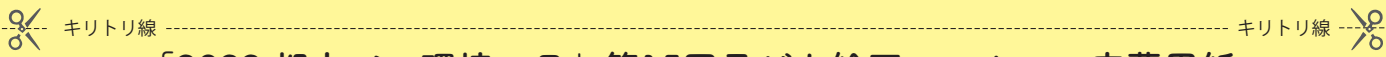
主催：公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 共催：公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
後援：福岡県教育委員会／福岡市教育委員会／北九州市教育委員会／久留米市教育委員会

公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会では、1995年から毎年10月4日を「都市ビル環境の日」と定め、環境問題の改善や都市の美化活動に積極的に取り組んでいます。当協会では、これらの活動をより多くの方々に理解していただきたく、今回で15回目となる「子ども絵画コンクール」を実施いたします。このコンクールが、次の世代を担う子どもたちの「環境」や「モノ」に対する思いやりの心を育む契機となることを願っています。

作品テーマ	未来のおそうじ～安心して住み続けられる私たちの環境～	
応募資格	福岡県内の小学生	
応募規定	①応募作品は、一人1点のみ ②用紙／画用紙（八つ切り 38cm×27cm） ③画材／自由 ただし、版画、はりえ、異素材の貼付は不可 ④応募票／作品の裏面右肩に、下の応募用紙を貼ってください。 （応募作品の返却はできません。あらかじめご了承ください） ⑤入賞作品の著作権は、主催者側に帰属するものとします。	
応募方法	下の応募用紙に必要事項を記入し、 <b>作品の裏面右肩に貼付</b> してください。 （応募用紙は、下記の当協会ホームページからもダウンロードできます） 作品は、当協会へ直接持参もしくは郵送にて受け付けます。 <b>※応募規定・応募方法に沿わない作品は受け付けできませんのでご注意ください。</b>	
募集期間	2022（令和4）年8月1日（月）～9月12日（月）※当日消印有効	
発表	入賞者には9月下旬ごろ郵送にて通知します。また、当協会のホームページ上でも発表します。	
表彰	最優秀賞 3名〈賞状・QUO（クオ）カード〉 優秀賞 10名〈賞状・QUO（クオ）カード〉 佳作 20名〈賞状・QUO（クオ）カード〉 ※応募作品は、公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会の「こども絵画コンクール」の応募作品となります。	
入賞作品展示	下記の場所で展示する予定です。 ◎久留米地区：久留米市一番街 多目的ギャラリー ▶展示期間／9月27日（火）～10月2日（日） ◎北九州地区：北九州市立水環境館 ▶展示期間／10月5日（水）～10月10日（月） ◎福岡地区：福岡中央銀行本店1階 アトリウム ▶展示期間／10月29日（土）～11月7日（月）	
作品提出先	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号 藤田ビル2F 公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会「子ども絵画コンクール」係 TEL.(092) 481-0431 [ホームページ] <a href="http://www.fukuoka-bma.jp/">http://www.fukuoka-bma.jp/</a> [Eメール] fbma1@bronze.ocn.ne.jp	



応募してくれたみなさんに「ピカタンの特製クリアファイル」を差し上げます。



## 「2022 都市ビル環境の日」第15回子ども絵画コンクール応募用紙

作品の題名	▼作品を個人で応募される方は、保護者氏名・自宅住所をご記入ください。		
ふりがな	保護者氏名		
氏名	男・女	〒 - TEL ( ) -	
学校名	小学校 年生	自宅住所	

【個人情報保護について】 応募用紙に記入された個人情報は適切な管理・廃棄を行い、「子ども絵画コンクール」の作品募集に関連する業務以外には使用しません。第三者への提供・開示等は一切いたしません。